旅館業営業許可申請書

年 月 日

福山市保健所長様

郵便番号
申請者 住 所
名 前
(法人にあっては、主たる事務所の)
所在地、名称及び代表者の名前
生年月日

旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により、旅館業の営業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

電話番号

施	設		名	称													
所		在		地	Ŧ							電	話番号	3			
営	業	の	種	別	□旅館	・ホテ	· ル営業		□龍	9易宿	所営第	Ě		宿営	業		
23	業法施 3 年厚 第5条	生省	令第2	28	有無	□有	口無	内	容								
の有	れかに 無及し その内	『該当	する:			業 期 効営業に		ま	で (年	月 日	E 間)	から		年	月	\Box
					囲10	区域内 る施設		有 無				口有 口無			;		
					ま、その			ح يال	る。又	施設	の名	称					
総	客		室	数						室		ŕ	総定	員 数			人
I	事		X	分	□新築		口増改	築			その他	也 ()	
工員	事しゅ	ー ん <u>-</u>		Ē B		年	月		建	築確訁	——— 忍検	查済			年	月	В

- 添付書類 1 施設の敷地の周囲100メートル以内の見取図
 - 2 施設の配置図及び平面図
 - 3 玄関帳場その他これに類する設備の構造に係る図面
 - 4 入浴の用に供する湯水の給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにボイラー、ろ過器、消毒設備等の仕様書
 - 5 法人にあっては、定款又は寄付行為の写し
 - 6 その他市長が必要と認める書類

構造設備

敷 地 面 積				m²							建	築	面	積							mឺ	
建物の構造					造 階建(旅館等部分 階)						客室	延月	未正	積						m²		
	客 室			1	名		称	寝	台	の	_	<u> </u>		手	#	=	数	客	室	内	浴	槽
		客	至	<u> </u>			小小	有		無	床	面		積	定	員	致	の		有		無
													m²									
														m²								
-	階													m²								
客	仲													m²								
室														m²								
														m²								
土	階													m²								
	PE													m²								
			合			計								m²								
女	艮	!S hE		場		有																
Δ	玄 関 帳 場					□無(旅館・ホテル営業の場合の代替設備:)																
使		用		水		水道水		口比	上で	K		その	他(()					
貯		水	•	槽		有(有	効容	量:				m ³)					口無					
共		入	浴 設	備		有(口浴	槽有	り	[コシ	ヤワ	− 0.)み)		口無					
/\	190		/U 0X	I/H3	浴	槽水の	消毒	方法	<u> </u>)	薬	剤名()	
	原水				水道水		口比	下ス	K		温泉	水		ロそ	の他()				
	貯		湯	槽	□有(有の場合、設定温度 ℃) □無																	
					連 E	使月	1 型	循	環	浴標				Ē	節所	換水	頻度					
					毎日	毎日完全換水型循環浴槽 箇所 換水頻度							頻度									
	浴				非循	環毎E	完全	È換.	水型		-				節所	換水						
					掛	流	U	•	浴	框				Ê	節所	換水	頻度					
					屋	外		浴	ì	梧					節所	換水						
入						ろ	材の	種類				ろ過			i	设置数	Į.			§თ [;]		
浴	ろ	過	器	等:								m³/時						有		口無		
設		~ 33		_								m³/時								口無		
備												n	n³/	時				;	有		□無	Ħ.
胂	 気氵	包発	3 発生装置等				所								_							
					原水	: □水]地]	下水		温泉	水		その	他()			
	打	た	せ	湯	箇所																	
			ャワー設		原水	: □水			〕地	ト水		温泉	水		その	他(,)			
	シ	ヤワ					所				_	· · · · · · · ·	1.	_	- -	hil. Z		,				
						:口水			」地	ト水		温泉	水	П.	€ ())	他 ()			
			フロー回り		口有		口無															
	サ	リ	ナ 室	等	口有		口無															
備																						
考																						

申請者が旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当する場合は、その内容

第1号	心身の故障により旅館業を適正に行うことができない	□該当する	口該当しない
	者として厚生労働省令で定めるもの		
第2号	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	口該当する	口該当しない
第3号	禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法	□該当する	口該当しない
	律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、そ		
	の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日		
	から起算して3年を経過していない者		
第4号	旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消し	口該当する	口該当しない
	の日から起算して3年を経過していない者		
第5号	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成	□該当する	口該当しない
	3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又		
	は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算し		
	て5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」		
	という。)		
第6号	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年	口該当する	口該当しない
	者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にお		
	いては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当		
	するもの		
第7号	法人であって、その業務を行う役員のうちに第1号から	口該当する	口該当しない
	第5号までのいずれかに該当する者があるもの		
第8号	暴力団員等がその事業活動を支配する者	口該当する	口該当しない
該当する項	頁目がある場合、その内容		